

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年 5 月 31 日
愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(15) 名称：保安林の指定の解除手続期間の短縮 関連事業

内容：保安林の指定の解除手続期間の短縮

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

愛知県企業庁が行う以下の事業について、保安林の指定の解除に必要な代替施設等が確実に講じられること等を確認した場合は、速やかに保安林の指定の解除の「確定告示」を行う。

① 実施区域：愛知県西尾市吉良町及び善明町地内

事業内容：次世代自動車産業の振興と更なる産業集積を図るため、企業用用地を造成する。

【令和 5 年度を目途に実施】

② 実施区域：愛知県豊田市下山田代町及び蕪木町地内

事業内容：モノづくりの技術革新を支える自動車産業の研究開発機能の集積を図るため、企業用用地を造成する。

【令和 2 年度を目途に実施】